資料2

議題2：一般廃棄物処理業等からの暴力団等の排除措置について

市名		各市の状況
1	名古屋市	一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物処理法第7条第5項第4号において欠格事由が明確に規定されており、その中に列挙されていない要件については、自治体の裁量で新たに上乗せはできないものと本市では解しており、本市の許可基準要綱においても、暴力団員に関する欠格要件は定めておりません。 しかし、本市の一般廃棄物処理業者は事業系廃棄物を収集する業者であり、産業廃棄物処理業の許可もほぼ有しているため、必然的に一般廃棄物処理業者から暴力団員は排除されています。ただ、一般廃棄物処理業の許可自体に欠格事由として設けていないため、今後は環境省や他市の動向も見ながら検討する必要があると考えます。
2	豊橋市	「豊橋市暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除の基本理念を定め、市が実施する施策の基本として、暴力団を利用、協力及び交際しないことにより暴力団の排除をすすめている。 廃棄物処理に関しても同様であるが、廃棄物処理法において、市町村に一般廃棄物の処理責任があり、適正処理の確保が求められていることに留意しながら対応していく必要があると考えている。 なお、一般廃棄物処理業のみを有している業者が限定的で10社にも満たず安定した状況であるため、一般廃棄物処理業の暴力団関与に関する条例・要綱などを新たに定める予定はありません。
3	岡崎市	提案市
4	一宮市	暴力団等の排除措置は必要と思われるが、現在、一般廃棄物処理業許可取扱要綱に盛り込んでおりません。
5	瀬戸市	本市の場合、平成23年10月1日施行の「瀬戸市暴力団排除条例」を受け、平成24年4月に瀬戸市一般廃棄物処理業許可審査基準要綱を改定し、排除対象者を規定し、本市のごみ処理事業が暴力団を利することが無いようにしたものである。
6	半田市	現時点で関連する条例・内規等の整備予定はありません。
7	春日井市	当市においては、現在、暴力団排除行政処分のための条例・内規整備の予定はありません。
8	豊川市	現在、本市の一般廃棄物処理許可業者は、22業者あるが、そのうち、2業者を除く20業者は、産業廃棄物処理業の許可を受けている業者である。産業廃棄物処理業の申請時に県の審査を通り、許可を受けている段階で、市の許可に足りる業者であると判断されるため、新たに市で一般廃棄物処理業の取消し、不許可に関する規定を設ける予定はなく、既に条例で定めている「豊川市暴力団排除条例」によるところとする。
9	津島市	警察署に暴力団該当性を照会している。
10	碧南市	現状では条例中に明文化されておらず、整備の予定もしていない。今回の会議の結果を受けて、整備の時期について検討したい。

市名		各市の状況
11	刈谷市	当市では、平成24年4月1日から刈谷市暴力団排除条例を施行し、暴力団の排除により地域経済の健全な発展に寄与し、市民の安全で平穏な生活の確保を図っております。 一般廃棄物処理業の申請書に添付する誓約書において、刈谷市暴力団排除条例を遵守する旨を記載しています。 また、刈谷警察署と暴力団排除に関する合意書を締結しておりますので、暴力団との関係性が疑われる場合であれば、警察署に照会し、確認することとなります。
12	豊田市	豊田市一般廃棄物処理業許可に関する要綱において、法第7条第5項第4号トの適用について規定し、その中で申請者が豊田市暴力団排除条例で定める者に該当する場合と定めている。 豊田市暴力団排除条例の施行に伴い、愛知県豊田警察署長及び愛知県足助警察署長と合意書を結び、一般廃棄物処理業者の暴力団等への該当について照会を行っている。
13	安城市	○条例及び内規の整備状況 ・安城市暴力団排除条例（平成24年4月1日施行） ・一般廃棄物処理業許可について暴力団排除に係る不許可・取消しの規定（上乗せ規定）は、現行の安城市の条例、規則及び要綱中にはありません。 ○暴力団排除に関する考え方及び今後の整備予定 ・安城市暴力団排除条例第4条の規定（市の責務：暴力団の排除に関する施策の実施）に基づき、また、岡崎市さんはじめ近隣市町さんの対応等も踏まえながら検討していきたいと考えています。 ・排除規定を整備する場合は、条例施行規則及び要綱の改正が必要となります。
14	西尾市	一般廃棄物処理業許可・浄化槽清掃業許可申請時の提出書類の中に誓約書があります。この誓約書の中に、西尾市暴力団排除条例に該当しない旨を記載するよう要領の様式を改正する予定です。
15	蒲郡市	一般廃棄物処理業許可からの暴力団排除の必要性はあると考えており、今後、近隣自治体の取り組み状況も踏まえながら検討していきたい。
16	犬山市	今のところ、一般廃棄物処理業許可に係る暴力団排除に関する明確な規定等は定めておりませんが、暴力団の利につながることを防ぐための必要な措置を講ずる必要性は感じています。今後は、明文化も含め、審査方法等の具体的な対策について、近隣市町の動向を踏まえ検討していきます。
17	常滑市	現時点では、許可業者に暴力団の関与が確認されていないため、条例や内規の整備等は検討していません。
18	江南市	江南市暴力団排除条例第6条で、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、市が暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めることが規定されています。そのため、一般廃棄物処理業の許可に関する事務における暴力団排除のための措置のあり方について、調査研究を進めていきたいと考えています。 条例、規則等で、暴力団該当に係る欠格要件を設けることについては、先行事例の調査研究を行うとともに、県内市町村の動向も踏まえて、検討を進めたいと考えています。
19	小牧市	本市では、一般廃棄物収集運搬審査基準に基づき、許可を出しており、現在、審査基準の見直しを行っているところです。今のところ、審査基準の中で暴力団排除に関する規定を設けていくことを検討しておりますが、条例、規則により、不許可、許可の取り消しに関する規定を設けることは検討しておりません。

市名		各市の状況
20	稲沢市	稲沢市では、一般廃棄物処理業許可手続の際に暴力団該当性について警察への照会は行っておりませんが、一般廃棄物処理業から暴力団排除は必要と考えます。環境省、愛知県の意見を参考として必要な規程の整備を検討していきます。
21	新城市	本市では、「新城市暴力団排除条例」（平成24年4月1日施行）により対応している。
22	東海市	本市においては、一般廃棄物処理業許可から、暴力団に関わるものについて排除する方向性にあります。 本市の一般廃棄物処理業許可に係る条例においては、暴力団排除に関する内容は明記していませんが、一般廃棄物処理業許可の申請様式の一つに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号で策定されている欠格要件に関する誓約書を定めています。
23	大府市	大府市暴力団排除条例や不当要求対応マニュアルに基づき、暴力団排除は実施しているが、一般廃棄物処理業許可の取消し・不許可に関する規定は現在のところありません。 県内市町村が一斉に一般廃棄物の処理からの暴力団排除を訴え、同様の対応・体制整備をすることが有効と考えていますので、今後も県内市町村の動向を参考にします。
24	知多市	当市では、暴力団排除条例を平成23年12月21日に制定しているが、一般廃棄物収集運搬業許可業務を行うにあたり、暴力団員への該当性に関する調査等は行っていない。 一般廃棄物収集運搬業許可の申請時に、暴力団等とかかわりがないことを示す誓約書を添付させている。
25	知立市	現在のところ警察に照会はしていませんが、当市においても暴力団排除条例を制定しており、その主旨から許可を与えるべきではないと思うので、他市の状況をみて、条例等を改正していきたい。
26	尾張旭市	本市では、一般廃棄物処理業の許可審査基準要綱の中で、暴力団員を排除する旨記載されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条5項」に規定する許可の申請要件に適合する者を申請者としている。このことについて、今後内容を整備する予定はない。
27	高浜市	条例に規定はないが、業者には申告書と誓約書を提出して頂いている。
28	岩倉市	本市においては、暴力団排除条例は平成24年10月1日より施行しており、その中で暴力団の排除のために必要な措置を講ずることを規定しています。現在、新規許可申請時及び許可更新時には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号の欠格要件に該当しない旨の誓約書を添付させていますが、調査・照会等は行っておりません。今のところ、新たな条例・内規の整備予定はありませんが、警察署への調査・照会については周辺自治体を参考にさせていただきながら検討していきたいと考えております。
29	豊明市	契約関係にあっては、別添の条項を設けているが、現状、許可事務においては明確な規定はない。（通常の欠格要件のみ） 今後のためにも、岡崎市他の例を参考とさせていただきたい。

市名		各市の状況
30	日進市	本市は平成24年10月に日進市暴力団排除条例を施行し、その基本理念において、暴力団を利用しないこと、暴力団に協力しないこと等を市、市民、事業者相互に連携、協力し、推進していくことを規定しており、市における一般廃棄物処理業の許可についても同条例の基本理念を踏まえて対応しています。 なお、市における一般廃棄物処理業の許可に関して、日進市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び日進市廃棄物及び清掃に関する規則がありますが、現時点ではこちらの条例及び規則の改正予定はありません。
31	田原市	本市においては、「田原市暴力団排除条例」を平成23年4月1日施行。市の事務、事業により暴力団の利益にならぬように必要な措置を講ずることを規定している。田原警察署とは、「田原市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」を締結し、排除措置の対象となる法人等か照会するなどができることになっている。 条例、規則では、一般廃棄物処理業等の許可に関し、暴力団等排除の規定はない。 今後は、他市の動向も見ながら検討していきたいと思う。
32	愛西市	本市では、暴力団等排除に関して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第7条第5項第4号に該当しない旨を記載した書類の提出を求めているのみで暴力団排除に対する欠格要件は設けていません。今後の予定として、県内一斉に整備する方向が望ましいと考えるので、そのような流れができれば条例を改正して上乗せ規定の追加を含めて検討します。
33	清須市	本市にあっては、一般廃棄物処理業等許可に係る暴力団排除規定は整備されていません。 しかしながら、「清須市暴力団排除条例」、「清須市が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」により、排除措置業者は契約の相手方としないこととしていますので、一定の排除効果はあると考えております。
34	北名古屋市	暴力団排除条例を制定し、暴力団排除を推進しているが、当市においても一般廃棄物の許可等の事務について、暴力団排除に関する明確な規定はありません。 排除条例では、市の事務事業においても、暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めるとしていることから、必要性は認識しているが、現時点においては、一般廃棄物処理業の許可関連の条例・内規等の整備予定はない。
35	弥富市	今のところ、許可を出す時点で廃掃法第7条第5項第4号の条文に該当しないことを申告させるだけにとどまっています。
36	みよし市	一般廃棄物処理業許可からの暴力団排除については、必要を考えておりますが、現在のところ暴力団排除に関する条例・内規の整備については未定です。
37	あま市	条例・内規は未整備　今後は他町村の状況を見ながら進めたい
38	長久手市	本市では、平成25年1月1日に長久手市暴力団排除条例が施行しましたが、一般廃棄物処理業許可の審査基準等取扱要綱では、許可の取消し・不許可に関する規定は設けておりません。今後、要綱等に暴力団排除条項を明記する必要があると考えておりますが、現在、要綱等の改正には至っておりません。